

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 1 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	24 年度(あ)第 491 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金及び投資信託の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した外貨定期預金及び投資信託の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、B銀行担当者から電話で定期預金の勧誘を受けたため、B銀行窓口を往訪したところ、B銀行担当者から本件商品を勧誘され、購入に至った。 ・本件商品購入以前に、複数の投資信託を購入したことはあったが、商品内容について十分理解していなかった。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスクの説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、来店したAさんから、資産運用に興味があるとの申し出を受けたため、本件商品を勧誘し、販売に至った。 ・当行担当者は、本件商品販売当時、Aさんが相応の金融資産を保有していること、本件商品の購入原資が余裕資金であることを確認している。 ・当行担当者は、販売用資料等にもとづき、本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分に説明を行った。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年 2 月 25 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の内容及び元本割れリスク等を十分に理解させるだけの説明を尽くしたといえるかどうか疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年 5 月 17 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	24年度(あ)第593号
申立ての概要	説明不十分で預け入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預け入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、子供名義の預金を管理していたが、その預金の出資者が私の母であったため、B銀行担当者に贈与税について相談したところ、子供名義から私名義に変更すれば課税されないとされた。そのため、B銀行担当者から紹介された商品の中から本件商品を選択し、私名義で購入するに至った。 ・しかし、名義変更を行い、本件商品を購入しても、贈与税が有利にならないことが後日判明した。B銀行から、贈与税に係る誤った説明を受けなければ、本件商品を購入することはなく、損失を被ることもなかった。 ・私はB銀行担当者から、本件商品の内容及び元本割れリスクの説明を受け、ある程度理解していた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんから贈与税に係る相談は受けたものの、税理士等への相談を勧めただけで、贈与税に対する回答を直接行っていない。 ・当行は、Aさんが名義変更を行って本件商品を購入したことと、贈与税の問題については全く関係がないものと認識している。 ・当行担当者は、所定の資料にもとづいて本件商品の説明を行っていることから、販売方法に問題はなかった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月27日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんに対する税金関係に係る説明が誤解を生じさせるものであった可能性を完全には払拭できないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第745号
申立ての概要	説明不十分で預け入れさせられた外貨預金の元本割れ相当額の補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預け入れた外貨預金の元本割れ相当額の補てんを求める。 ・私は、十数年以上前、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け、購入に至った。 ・本件商品購入時、B銀行担当者から元本割れリスクのある金融商品であるとの説明を一切受けておらず、十分理解しないまま購入に至ったものである。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<p>・当行担当者は、Aさんに対して、本件商品の内容及びリスク等について十分に説明を行っており、また、本件商品購入以降、Aさんは、本件商品の売買を繰り返していることからすれば、Aさんは本件商品の内容及びリスク等について十分に理解しているものと判断している。</p>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立不受理】</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争の解決に当たっては、本件商品販売当初において、B銀行担当者がAさんに対し、どのような説明を行っていたかどうかについて、詳細な事実認定が必要となるが、本件商品購入から相当程度の期間が経過しており、提出された資料だけでは事実認定が困難であることから、業務規程 26条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 25 年4月 19 日付けであっせん手続を終了した。</p>

以 上